

調整控除について

所得(人的)控除の差額 **赤字**の部分は市・県民税と所得税との実際の差額とは一致しません。

人的控除の種類		差額	
基礎控除	納税者本人の 合計所得金額	2,400万円以下	5万円
		2,400万円超 2,450万円以下	5万円
		2,450万円超 2,500万円以下	5万円
障害者控除	普通障害者		1万円
	特別障害者		10万円
	同居特別障害者		22万円
寡婦控除		1万円	
ひとり親控除	父		1万円
	母		5万円
勤労学生控除		1万円	
配偶者控除		次頁参照	
配偶者特別控除		次頁参照	
扶養控除	一般の扶養親族		5万円
	特定扶養親族		18万円
	老人扶養親族		10万円
	同居老親等親族		13万円

次ページに配偶者控除等の人的控除差額について記載しています。

配偶者控除・配偶者特別控除

・ 配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合、市民税・県民税と所得税の所得控除額に差があっても調整控除の算出等の対象にはならないため、掲載していません。

・ 納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合

人的控除の種類			差額
配偶者控除	控除対象配偶者		5万円
	老人控除対象配偶者		10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満	5万円
		50万円以上 55万円未満	3万円

・ 納税者本人の合計所得金額が900万円超 950万円以下の場合

人的控除の種類			差額
配偶者控除	控除対象配偶者		4万円
	老人控除対象配偶者		6万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満	4万円
		50万円以上 55万円未満	2万円

・ 納税者本人の合計所得金額が950万円超 1,000万円以下の場合

人的控除の種類			差額
配偶者控除	控除対象配偶者		2万円
	老人控除対象配偶者		3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満	2万円
		50万円以上 55万円未満	1万円